連合としての家族についての予備的考察 一家族社会学における家族論を手がかりに―

A Preliminary Study on the Family as "Union": Based on Family Studies in Sociology of the Family

奥 田 秀 巳 (富山国際大学・講師) Hidemi Okuda (Toyama)

1. はじめに

家族という言葉は誰もが知っている。しかしながら、その言葉が指すものについては、人々の間で必ずしも一致をみない。人によっては、婚姻によって結びつけられた夫婦や血縁関係にある親族だけでなく、ペットを家族と呼ぶ者もいる。あるいは血縁関係のある両親でさえ家族と呼ぶことを拒む者もいる。家族とは、その言葉を用いる者によって、指す範囲の異なる言葉となりうる。

家族を定義することは、これまでにあらゆる分野の専門家によって何度も指摘されてきたように、非常に困難な問題である。ましてや、「家族の多様化」ということが指摘される中にあっては、家族を定義することはさらに困難になっていると言える。本論は、家族社会学における議論を手がかりに、現代において家族という概念をどのように理解すればよいのかを考えるための、そして、今後の家族のあり方について考えるための予備的考察を試みるものである。したがって本論は、あくまで家族社会学における研究を中心に、これまでの家族をめぐる専門的議論を概観するとともに、今後の家族のあり方を考える上で示唆に富む、M.シュティルナーの連合論を確認するにとどまる。

2. 家族をめぐる議論

家族のあり方について考えるためには、「家族とは何か」ということについて、一定の合意が必要になろう。しかし、この問いに答えることは容易なことではない。たとえば、落合恵美子は「家族とは何か」という問いについて、以下のように述べている。

「家族とは何か」は、専門的家族研究においても「究極の課題」である。血縁、共住、共産、情愛―いかなる紐帯を組み合わせても「家族」の普遍的定義は不可能であると、長年の試行錯誤の果てに結論した人類学者も多い。しかしそれでも「家族とは何か」を問う人は絶えはしない。定義の困難こそが、その本質的重要性を指し示すとでもいうように1。

落合が指摘しているように、「家族とは何か」という問いは、長年議論されてきた問いである。しかしながら同時に、一定の答えがなかなか見いだせない問いでもある。

家族と類似した言葉として、「世帯」という言葉がある。世帯とは一般に、「住居と生計を

共にする人々の集団」を指す言葉である²。この世帯という言葉は、行政用語としても用いられており、誰が「世帯員」であるのかを把握することは比較的容易である。しかしながら、家族という概念が何を指すのかについては、これまでに論者によって様々な見解が示されており、学問的に一定の答えが提出されたわけではない。以下では「家族とは何か」という問いに対するこれまでの研究の流れを、主に家族社会学の成果を概観することにより、考察したい。

3. 核家族普遍説

「家族とは何か」という問いに対して、なかなか一定の答えが見出されない理由の一つとして挙げられるのは、家族と呼ばれるものが時代によって異なるということである。家族とは、その時代の社会状況、歴史的背景から影響を受けて変化しており、したがって、どの時代にも適用される普遍的な定義を示すことが困難であるということである。

これに対して、家族の普遍的な形を模索する動きもある。よく知られているのは、核家族 (nuclear family) に家族の普遍的な形を見るものである。これは「核家族普遍説」と呼ばれる。核家族の概念を主張した G.P.マードックは、核家族を、「一組の夫婦とその未婚の子ども」と定義した上で、居住をともにしており、夫婦・親子・きょうだいという 3 種類の関係性を有し、社会の存続に必要な性的機能、経済的機能、生殖的機能、教育的機能の 4 機能を果たす集団であると考えた3。

さらにT.パーソンズは、家族は近代化にともなって、伝統的な大家族から小規模な核家族へと形態を変化させつつも、家族の機能として普遍的な2機能があることを指摘した。これを修正それが成人のパーソナリティの安定化と子どもの社会化であり、パーソンズはこれらの2機能を精神分析の成果を手がかりにして導き出している4。

ただし当然、次のような批判が考えられよう。たとえば、マードックやパーソンズが主張する家族の機能は、核家族でなければ担うことができないのかといった批判である。特にパーソンズが指摘する2機能、成人のパーソナリティの安定化と子どもの社会化といった機能は核家族の「一組の夫婦とその未婚の子ども」でなくても果たされうるのではないだろうか。あるいはそもそも、核家族が普遍的であるという見解は、ある時代における家族の形態を過度に一般化して構成された見解なのではないかといった批判も考えられよう。

ここでは主に後者の「そもそも核家族が本当に普遍的な枠組みであるのか」の問いに目を向けよう。なぜなら前者の問い、「家族の機能が核家族に限定されるか」という問いに答えるためには、後者の問い、「そもそも核家族が本当に普遍的な枠組みであるのか」という疑問に答えることが必要になるからである。もし、核家族が普遍的な枠組みでないのであれば、マードックやパーソンズが主張する家族の機能とは、特定の時代の集団に見ることができる特徴に過ぎないということになるだろう。

4. 近代家族論とジェンダー

この後者の問いに対する回答としては、近代家族論による主張がよく知られている。つまり、核家族普遍説が示す核家族なる枠組みは、あくまで社会の近代化に伴って成立したものに過ぎないという指摘である。したがって近代家族論の論者は、核家族の枠組みはある時代

に特有の、相対的な集団形態として理解されるべきであると主張する。たとえば落合は、「歴史社会学の見地から」として、近代家族の特徴として以下の8点を挙げている5。

- (1) 家内領域と公共領域の分離
- (2) 家族成員相互の強い情緒的関係
- (3) 子ども中心主義
- (4) 男は公共領域・女は家内領域という性別分業
- (5) 家族の集団性の強化
- (6) 社交の衰退
- (7) 非親族の排除
- (8) 核家族6

そして落合は、こうした近代家族が「近代市場にその参加者である近代的個人(「人間」)を 供給する装置」であり、「市場と家族の分離を保持し、それぞれの機能が十全に遂行されるよ うに規制するのが近代国家の役割」であったことを指摘する7。

また、近代家族論として位置づけられる主張の中には、そもそも現在一般に理解されている「家族」なるものは、近代に至って初めて生じたものと理解するべきであるという見解もある。たとえば山田昌弘は以下のように述べている。

「家族」という存在自体が近代化のあるひとつの表現である。家族の普遍性を主張しその本質論を展開し、そこから近代家族を論じるよりも、家族は近代的存在であることを認め、「近代社会」の性質と関連づけて論じるほうがはるかに生産的である8。

また、千田有紀は、「つくられた家族」として、戦前の日本における「家族」概念の形成が、国民国家の形成と深く関係していることを指摘している。

ひとびとは「家族」とは何かを、まだ学習してはいなかった。であるから、生まれたばかりの近代国民国家が、「国民」をつくりだし、「家族」とは何かを教えなくてはならなかった。より正確にいえば、国民国家が「国民」をつくりだす過程と「家族」をつくりだす過程は、連動していたのである。

こうした近代家族論の展開の背景には、国民国家によるコントロールを含めた、ジェンダー的な抑圧の構造に対する批判的な見方がある。事実、国内では1980年代に落合をはじめとする、ジェンダー論による見方が現れて以降、近代家族論は家族を「抑圧の装置」としてとらえる形で発展する10。山田も、自らの視点がジェンダー論による「『家族はすばらしいものである、存続すべきものである』という思い込みを疑う」視点から影響を受けたものであることを述べている11。

また、山田は別のところで、戦後日本の家族のあり方に注目し、近代家族の特徴である性別 役割分業が戦後日本の家族において影響力を持っていた理由について考察している。山田 は、性別役割分業意識は単なる規範やイデオロギーとして広まっていったのではなく、戦後 の社会状況において、家族の「豊かな生活」をもたらすことに適合していたからこそ広まっていったことを指摘している。

「男は仕事、女は家事」という性役割分業意識は、単に、規範(望ましい形態)、イデオロギーとして広まったものではない。単なるイデオロギーとして宣伝されたものであるのならば、これが広く普及することはない。戦後の家族の目標である「豊かな生活」をもたらし、戦後の家族の社会的、個人的機能を効率よく果たすために「適した」分業形態だったのである¹²。

つまり、山田が指摘しているのは、戦後の家族の置かれた状況においては、性役割分業が戦後家族にとって想定された「豊かな生活」を実現するために効率的であると考えられたのであり、むしろ性役割分業意識なしには、当時の観念としての「豊かな生活」に至ることが困難であったということを指摘しているのである。

また、この近代家族の性役割分業意識に関連して、家内領域と公共領域の分離ということにも注目する必要があるだろう。山田は、近代社会における家内領域と公共領域、換言すれば、私的領域と公的領域のあり方について、H.アーレントによる公共性に関する論述を手がかりに考察している¹³。

アーレントによれば、古代ギリシャ社会において、私的領域は労働の領域であり奴隷と女性により担われていたのに対して、公的領域は不特定多数の人々(貴族男性)により政治や芸術、学問や恋愛などが行われている自由な領域であった。しかし、近代社会の到来とともに、公共性の意味の転換が起こり、公的領域が労働の領域となり、私的領域は親密性を目的とした自由な領域、つまり家族の領域となったとされる¹⁴。

山田は、こうしたアーレントの主張に対し、アーレントが「私的で自由な領域とされた家族の内部に『不自由』な活動、必要性からくる活動が存在することを見逃していた」ことを指摘する。家族には「商品を生産するのではない労働、つまり家事労働が私的領域に残された」のである¹⁵。つまり、家内領域はまったく労働から離れた自由な領域と理解すべきではなく、むしろ生活上必要な労働が求められる、不自由さのある領域として理解すべきであると山田は指摘する。

しかも、こうした家族における自由と不自由の同居は、理念と現実の間のギャップを生むことになる。家族とは親密性を目的とした自由な領域であるということが理念として存在しながらも、現実には家内領域に労働の必要性が残されていることによって、個人は不自由さに直面することを強いられるからである。

そして、山田によれば、こうした不自由さに直面する家内領域には、二つの原則が規範的意味を持って存在しているという。それは第一に、「家族は、お互いの一定の生活水準の確保、および労働力の再生産に責任を負う」(これは自助原則と呼ばれる)という原則であり、第二に、「家族は、お互いの感情マネージ(情緒的満足を得たり不満を処理する)の責任を負う」(これは愛情原則と呼ばれる)という原則である¹⁶。家内領域においてはこの二つの原則が規範的な意味を持っている。

この二つの原則が家族において存在することによって、「個人の側からは、自分の家族ではできないからといって生活の面倒を見るよう他の家族に要求するわけにはいかない」し、「家族に愛情

が見いだせなくなっているとしても、公然と家族以外の人に感情的支えを求めるわけにはいかない」ことになるのである¹⁷。

このように近代家族論は、「家族とは何か」という問いを考えることを通して、我々が当たり前だと考えている「家族」なるものを相対化し、その時代における家族の基本的あり方とはどのようなものなのかを明らかにする試みを続けてきた。そして、同時に家族という「装置」が、我々の生活にどのような影響を与えているのかを明らかにしてきたと言える。

5.「家族とは何か」を問う意味

ここまで、「家族とは何か」という問いをめぐって、核家族普遍論、近代家族論の主張を概観してきた。これらの「家族とは何か」という問いに関する議論は、確かに家族という概念が何を意味するのか明らかにしようとすること、そして、その家族という概念の背景にある歴史的、社会的前提を浮き彫りにすることに寄与してきた。しかし、こうした研究をもってしてもなお、本論の最初に述べたように、家族という概念に対して決定的な定義を与えるには至っていない。ただし、むしろ家族という概念に対して、論者によって多様な定義があることは当然のことだと言えるかもしれない。たとえば千田は以下のように述べている。

ここでこれらさまざまな論者の「近代家族」の定義を紹介し、定義を積み重ねていっても、あまり有益であるとは思われない。なぜなら社会学において概念とは、対象によりよく近づき、切りとるための「道具」にすぎないのであり、近代家族をどのように定義するのがよいかは、家族の何をどのようにみたいのかという論者の問題関心によって、当然変わってくるからである18。

また、山田も家族という概念を定義することについて次のように述べている。

家族を定義する試みは、日常用語と操作的定義(学術用語)の間でジレンマに立たされる。日常生活で使用される家族という言葉が持つリアリティを把握しようとすれば、厳密な意味での比較ができなくなる。一方、操作的に定義してしまうと、リアリティの側面を犠牲にせざるを得なくなる。たとえば、同居を家族の定義の条件とすると、単身赴任家族は家族ではなくなる。すると、単身赴任者も家族とみなす人々のリアリティが分析の視野から失われてしまう19。

こうした見解を踏まえれば、ここでも、家族という概念の明確な定義を試みるのではなく、一定の意図を持って家族という概念について考えていくことが必要になるだろう。したがって本論では、家族という概念の決定的な定義や、多様な家族のあり方を論じるのではなく、これまでの家族のあり方にとらわれない、生きる場・関係の可能性を模索することを課題としたい。こうした課題に向けては、これまでの家族論にとらわれない、人間関係に関する新たな考え方を手がかりにすることが必要となる。以下では、M.シュティルナーの連合論を検討し、これからの家族のあり方を考えるための手がかりを模索する。

6. 手がかりとしての M. シュティルナーの思想

家族の新たなあり方を考える上で、M.シュティルナーの考えが参考になるかもしれない。シュ

ティルナーは、主著『唯一者とその所有〔Der Einzige und sein Eigentum〕』(以下『唯一者』と略)の中で、彼が主張する「唯一者(der Einzige)」の間の人間関係のあり方について論じている。

シュティルナーの述べる唯一者同士の関係について論じるために、まずシュティルナーの思想について簡潔に説明しておこう²⁰。シュティルナーは、自らの思想を「エゴイズム [Egoism]」という言葉で示している。ただし、シュティルナーの主張する「エゴイズム」とは、我々が一般に想像する利己主義とは異なる。従って、1929年に岩波文庫において『唯一者とその所有』を訳した草間平作は、Egoism を「利己主義」ではなく、「自我主義」と訳している。こうした訳語を採用しているのは草間だけではない。クロポトキンやプルードンといった無政府主義に関わる思想を研究していた森戸辰男も、エゴイズムを「自我主義」と訳している。森戸はシュティルナーのエゴイズムについて、以下のように述べている。

先ず第一に、自我主義(シュティルナーの「エゴイズム」のこと:筆者挿入)はもちろん「利己」であり、「利己的利益」を追求するものだ。が、それは肉欲主義ではない。なんとなれば、利己は肉欲のみの満足ではなくて「全人の満足(Befriedigung des Ganzen Kerls)」を意味するから。肉欲に溺惑すれば、却って私は私自身を失ってしまう。私が肉欲の虜にならないで、自身を我がものにした時にのみ、私は私自身である。利己とは、かような自分自身の所有者である全人的な私を利するところのものを追求することにほかならぬ²¹。

つまりシュティルナーがエゴイズムという言葉で指し示そうとしていたのは、ひたすら自らの利益を追求する「肉欲主義」的な生き方ではなく、あくまで自らの主体的な意思に基づいた生き方なのである。こうしたエゴイズムの考えに基づいて生きる人間を、シュティルナーは「唯一者」という。

唯一者は、主体的な意思に反する、自らの主体的な意思に基づいた生き方を阻害する、あらゆる外部からの強制を拒否する。したがって、シュティルナーは、国家や政府、法律といった個人に制限を加える様々な社会制度を拒絶する。また、個人の自由な意思の表明、自由な行為を阻害する様々な観念も拒絶する。それは神や倫理、権利や義務といった観念だけでなく、自由という概念そのものにも及ぶ。たとえば、シュティルナーは自由について以下のように述べている。

自由とは本質的に一自己解放(自己の自由化〔Selbstbefreiung〕)であり、つまりは、私が自らの自己性〔Eigenheit〕によって手にしえたただそれだけの自由しか私は所有し得ない、ということを人は言葉の全き意味で認識してはないのだ²²。

つまりシュティルナーにとって、これまでの歴史で用いられてきた自由という概念は、あくまで「~からの自由」という意味が含まれた概念であり、何者かから許しを得て解放されるという意味しか持ちえない概念なのである。「唯一者」である「私」は、何者かに許しを得る必要などないのであり、ただ私が私自身の意志に基づいて行動するあり方こそ(このような表現をシュティルナーは拒否するであろうが)真の自由なのである。シュティルナーは以下のように述べている。

エゴイスト的であるとは、いかなる事柄にも一の固有もしくは「絶対的な」価値をおかず、その 事柄の価値を自らのうちに求めることであるのだ²³。

シュティルナーの唯一者の思想は、自己の外側に何物も絶対的なものを置かず、そしてその絶対的なものに、自らの思惟が固定されることを拒絶する。こうした唯一者のとらわれのないあり方を、シュティルナーは「移ろいゆく私(das vergängliche Ich)」や、「創造的無(das schöpferische Nichts)」という言葉で表現している。

このシュティルナーの考え方の背景には、『唯一者』発表当時に彼が主な論的としていた、L.A. フォイエルバッハの思想がある。フォイエルバッハは、神に代わり、「人間」をその思想の根幹に据えたが、シュティルナーにとっては、こうしたフォイエルバッハによる人間概念の提起は、単に神の位置に人間を置き換えただけであって、依然として具体的な一人ひとりの人間とは疎遠な抽象的な本質概念を作り出したに過ぎなかったのである²⁴。シュティルナーにとってフォイエルバッハの思想は、依然として具体的な一人ひとりの人間のあり方を理解したものではなく、シュティルナーの主張する各々の唯一性に基づいた思想とは大きな隔たりがあったのである。

シュティルナーにとっては神や、人間、倫理、あるいは権利や義務といった、個人を客観的に規定する観念は、あくまで主体を縛る固定観念に過ぎないのであって、唯一者にとっては、自らの意思に基づく生き方を阻害するものに過ぎない。いわば「私は私」なのであって、唯一者とはそれ以上でもそれ以下の存在でもない。そして、唯一者にとって自らを縛る固定的な観念や制度は容認しえない以上、唯一者自身の考え方や意思は、時間とともに流動的に変化する。「移ろいゆく私」や「創造的自己」という言葉は、こうした固定的な観念や制度を受け入れない、唯一者の流動的なあり方を表現したものである。つまり、不断に変化していく自己の意思を根拠に、自らの生き方を決定していくあり方こそ、シュティルナーの「移ろいゆく私」なのであり、唯一者のあり方なのである。しかし、このように流動的な自らの意思に基づいて行為する唯一者同士の関係は、どのようなものになるのだろうか。

7. 交通と連合

シュティルナーが、「エゴイズム」や「唯一者」という言葉で表した思想が、自らの意思に基づいた主体的な生き方であったということは前述した。しかし、こうした唯一者同士の関係性はどのようなものになるのだろうか。

シュティルナーは、唯一者同士の関係性を「交通(Verkehr)」と呼んでいる。シュティルナーの言う交通という関係性は、唯一者同士の間での、強制のない、主体的な関係性を指す。そして、交通により結ばれた流動的な集団をシュティルナーは「連合(Verein)」と呼ぶ。

唯一者が、主体を縛る固定観念を拒否することはすでに述べたが、固定的、絶対的なものを拒絶するのは、観念についてだけではない。唯一者にとっては、人間関係でさえ、固定的な関係は拒絶すべきものとしてみなされる。したがって、固定的なものを拒否する唯一者同士の関係は、流動的な交通という関係の中で成立する。ただし、シュティルナーは、同じ人間と長期間にわたって関係を結ぶことを否定しているわけではない。唯一者が自らの意志で、特定の他者と長期間関係を結ぶことを、シュティルナーは否定しないのである。シュティルナーは、あくまで主体の意思とは関係なしに、他者と関係を有する事態を批判しているに過ぎない。

住吉雅美は、「移ろいゆく私」と「連合」の概念を次のように結びつけ、説明している。

シュティルナーは、このような「移ろいゆく私」としての個人像に対応する社会像として、連合を主張した。それは、中央集権も共和制も、そして党派も否定したうえで、「すべて存立するものを絶えず流動的に連合すること」だという。つまり暫定的な一致を意味する。唯一者の時間的実存の諸様態に対応した、やはり時間的に流動する共同存在の諸様態の連鎖こそが、シュティルナーのいう連合にほかならない²⁵。

さて、ここまでシュティルナーの思想及び交通や連合といった概念を通して、彼の主張するとらわれのない人間関係について見て来た。このシュティルナーの思想は、これからの家族のあり方を考える上で、どのような示唆を与えうるだろうか。

8. 連合としての家族は成立するか?

シュティルナーの思想は、これからの家族のあり方を考える上で、我々にどのような示唆を与え うるだろうか。すでに説明した、山田の言う自助原則、愛情原則といった規範的意味を持つ家族と は異なる家族のあり方を考える上で、シュティルナーの連合論が参考になるかもしれない。つま り、家族という集団においても、自らの意思に基づかない人間関係については拒絶し、主体的な意 思に基づいた関係性を構築していこうとする考え方である。シュティルナーはこうした関係性を実 現することによってはじめて、互いに強制のない、自由な人間関係を構築することができるのだと いうことを主張した。この意味で、シュティルナーの思想は、現在でいうところの親密圏における 関係性に近いかもしれない%。ただし、家族が親密圏における関係性に置き換わっていくとき、親 密圏における「家族的」関係は、もはや「家族」と呼ばれる必要があるのだろうか。あるいは我々 はその時、「家族」という言葉から離反していくことになるのであろうか。

また我々は、親密圏や私的領域と呼ばれる部分においても、シュティルナーが拒絶するであろう、公的領域の理念が必要になる場面がありうるということを理解しておく必要がある。たとえば正義の理念は、公的領域における場合とは適用のあり方は異なるかもしれないが、親密圏や私的領域においても必要となる場面があると考えられる。たとえ唯一者同士の関係性の中であったとしても、愛情原理がまったく生じ得ないとは言い切れないのである。もし、親密圏や私的領域を、公的領域に適用されるルールの治外法権の場所においた場合、親密圏や私的領域における関係性はどのようになるだろうか。もし愛情原理が暴走し、それが家庭内暴力や、虐待という形で現れたとき、そして公的領域の原理が介入することなしに、どのようにその暴走を止めることができるだろうか27。連合としての家族が成立するのかについて考えるためには、今後もこうした私的領域と公的領域の関係について考えていく必要があるだろう。またその際は、シュティルナーの交通と連合に関するより詳細な分析が必要となろう。こうした問題に関しては、また稿を改めて論じたい。

注

- 1 落合 [1989]、2-3 頁。
- 2 岩間他 [2015]、7 頁。
- 3 マードック [1978] を参照。
- 4 パーソンズ & ベールズ [2001] を参照。
- 5 落合 [1989]、18 頁。
- 6 落合は近代家族の特徴として上記の8点を挙げているが、より簡潔には、岩間他 [2015]が述べるように、近代家族の特徴は以下の3点にまとめられるだろう。つまり、近代家族とは、①核家族であること、②核家族内に強い情緒的関係が存在すること、③性別役割分業を行うことを特徴とする集団であるということである。(岩間他 [2015]、27 頁。)
- 7 落合 [1989]、19 頁。
- 8 山田 [1994]、23-24 頁。
- 9 千田 [2011]、9 頁。
- 10 家族社会学におけるジェンダー論の展開の歴史については、山根 [1998] を参照。
- 11 山田 [1994]、19 頁。
- 12 山田 [2005]、130 頁。
- 13 アーレントによる公私論に関しては、アーレント [1994] を参照。
- 14 山田 [1994]、36-37 頁。
- 15 山田 [1994]、38 頁。
- 16 山田 [1994]、44-47 頁。
- 17 山田 [1994]、47-48 頁。
- 18 千田 [2011]、62 頁。
- 19 山田 [1994]、28 頁。
- 20 本来、シュティルナーの思想を理解する上では、ヘーゲル哲学との対峙や、フォイエルバッハをはじめとする、ヘーゲル左派の様々な思想家との議論を理解しておくことが欠かせない。
- 21 森戸 [1928]、40 頁。
- 22 シュティルナー [1968]、24頁。
- 23 シュティルナー [1968]、26頁。
- 24 フォイエルバッハ [1965] を参照。
- 25 住吉 [1997]、124 頁。
- 26 親密圏については、齋藤純一による定義がよく知られている。齋藤は、親密圏を「具体的な他者の生/生命―特にその不安や困難に対する関心/配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指す」ものと定義している。本論も、親密圏という概念についてはこの齋藤による定義を念頭に置いて用いている。(齋藤 [2003]、213 頁。)
- 27 親密圏における正義の理念の重要性については、野崎 [2003] を参照。

女献

アーレント、H. [1994] (志水速雄訳) 『人間の条件』 ちくま学芸文庫。

岩間暁子他 [2015] 『問いからはじめる家族社会学』有斐閣。

落合恵美子 [1989] 『近代家族とフェミニズム』勁草書房。

齋藤純一 [2003]「親密圏と安全性の政治」齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出 版。

シュティルナー、M. [1967-1968] (片岡啓治訳) 『唯一者とその所有』上下巻、現代思潮社。 (Stirner, M., Der Einzige und Sein Eigentum, Reclam, 1991.)

フォイエルバッハ、L.A. [1965] (船山信一訳) 『キリスト教の本質』上下巻、岩波文庫。 住吉雅美 [1997] 『哄笑するエゴイスト―マックス・シュティルナーの近代合理主義批判』 風行 社。 千田有紀 [2011] 『日本型近代家族』 勁草書房。

野崎綾子 [2003] 「「親密圏」と正義感覚」齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版。 パーソンズ、T. & ベールズ、R.F. [2001] (橋爪貞雄他訳)『家族―核家族と子どもの社会化』黎明 書房。

マードック、G.P. [1978] (内藤莞爾訳) 『社会構造―核家族の社会人類学』新泉社。

森戸辰男 [1928] 「スチルナアの無政府主義とマルクスの国家観」大原社会問題研究所編 [2000] 『大原社会問題研究所雑誌 4』 日本経済評論社。

山田昌弘 [1994] 『近代家族のゆくえ』 新曜社。

―― [2005] 『迷走する家族―戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣。 山根真理 [1998] 「家族社会学におけるジェンダー研究の展開」 『家族社会学研究』 10(1)。